

【農林・地域活性化WG ⑱】

<p>事項名</p>	<p>国有林野事業の更なる民間委託の促進</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野事業については、民間事業者の能力を活用しつつ、国有林野事業を効率的に実施するため、伐採、造林、林道の開設及び改良の実施行為を民間事業者に委託して行うこととしている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野事業の改革のための特別措置法第7条
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野事業については、路網整備・伐採等の施業を民間に委託しているが、路網設計・間伐にかかる計画、市場への木材の搬出時期等は依然として国有林野事業を担当する組織が対応しており、市場価格を意識しない木材搬出が行われるなど、経営感覚が欠如しているのではないかと、との指摘もあると聞いている。国有林野事業については、累積債務の解消が課題であることから、経営全般の民間委託等を検討し、民間の創意工夫・競争によるコスト削減を働かせる仕組みを導入すべきである。
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野事業特別会計については、10月30日に、行政刷新会議による「事業仕分け」が実施されたところであるが、評価結果は、国が国有林野を引き続き管理経営していくことを前提として特別会計を一部廃止して一般会計に統合、負債返済部分は区分経理を維持するというものであったところである。 ・ 一般会計化後においては、民主党政権の重要政策で新成長戦略として閣議決定された「森林・林業再生プラン」を推進するため、国有林は、民間の林業事業者と競合する国営企業としてではなく、国有林の資源を活用した地域材の安定供給など民間事業者を支援する役割を果たしていく必要がある。

		<ul style="list-style-type: none"> ・ なお、既に、民間による実施が可能な伐採、造林、路網の設置などの実施行為に関しては、ほぼ100%外部委託かつ一般競争入札（原則として総合評価落札方式）により実施するなど、これまでも民間の創意工夫・競争によるコスト削減を働かせる仕組みはすでに導入しているところである。コスト縮減には、今後も取り組んでいく考え。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成23年度より、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、間伐事業の一部について、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入する予定。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>—</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有林野事業については、国有林野事業の改革のための特別措置法に基づき、伐採、造林、林道の開設及び改良の実施行為を民間事業者へ委託しているところ、国民負担軽減の観点から、コスト削減への継続的取組みが求められる。 ・ 一方、路網設計・間伐にかかる計画、市場への木材の搬出時期等は依然として国有林野事業を担当する組織が対応しており、市場価格を意識しない木材搬出が行われるなど、経営感覚が欠如しているのではないかと指摘もあると聞いている。 ・ 平成23年度より、間伐事業の一部について、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入する予定のところ、当該実施行為に加え、路網設計・間伐にかかる計画、市場への木材の搬出等の経営全般の包括的な民間委託等を検討し、このことと現行の事業実行方式を比較衡量し、国としての適切な経営の確保や民間の創意工夫・競争によるコスト削減の効果を検証

	<p>し、今後の国有林野事業の在り方の検討に資するため、包括的民間委託のモデル事業を実施すべきである。</p>
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間の経営手法を活用し、森林に関する計画・施業・搬出までを一体的に取扱うことにより、国有林野事業のさらなるコスト削減が見込まれる。 ・ 委託を受けた民間事業者が、近隣の山林も含めた効率的な大規模経営を行うことが可能になり、山林の整備の促進及び事業者の成長が期待できる。 ・ 一般競争入札等を活用したモデル事業を実施し、評価・検証のうえ、公表を行うことにより、国有林野事業の改革、効率化につながる。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者の創意工夫・競争により、更なる国民負担軽減を図る観点から、間伐事業等の実施行為に加え、路網設計・間伐にかかる計画、市場への木材の搬出等の経営全般を一括して民間委託する一般競争入札等を活用したモデル事業を実施し、評価・検証のうえ、公表すべきである。【平成 23 年度モデル事業開始、平成 24 年度中評価・検証・公表】

【農林・地域活性化WG ⑱】

事項名	保安林制度に係る指定施業要件の変更の簡素化
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林制度の指定施業要件の変更については、利害関係を有する者等が、指定施業要件を変更すべき旨を書面により農林水産大臣または都道府県知事に申請し、保安林の指定目的に支障を及ぼすことがないと認められた場合に、指定施業要件を変更することができる。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法第33条の2第1項及び第2項
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業基本法の改正（平成13年6月）に伴い、複層林施業の促進及び多様な樹種による多様な森林整備を図ることを目的として、保安林制度における指定施業要件の緩和が行われたところ、植栽指定樹種及び伐採率の変更など、当該要件の変更については、所有者等からの申請が必要である。保安林面積全体の約9割を占める流域保全保安林に関しては、農林水産大臣が許可権者であることから、変更に必要な時間・手間を要しているとの指摘がある。したがって、国による一括した要件緩和や届出制の導入（指定施業要件にかかる植栽の方法（ha当り本数）、樹種についての運用基準を公表し、届出制を認める）など、手続きを簡素化する仕組みを導入すべきである。
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法の改正に伴う措置として指定施業要件の変更を行うにあたっては、民有林においては都道府県知事が変更に必要な保安林の調査を行った上で申請することとしており、必ずしも森林所有者からの申請は必要とはしていないところ。 ・ 指定施業要件については、保安林における適切な施業を確保するため、伐採方法や植栽方法に関する制限を定めており、憲法29条に定められた私有財産権に影響を与えることを踏まえ、

		<p>個々の保安林の状況に応じて必要最小限を旨としているところ。このため、属地毎に保安林の指定目的の達成に必要な最小限の規制となるよう、地況林況に基づく慎重な審査が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、指定施業要件を変更する場合には、地方公共団体の長や直接の利害関係を有する者が意見を提出する機会を設けており、届出制とした場合には、こうした受益者と制約を受ける者の双方の意見が十分に反映される機会を失うこととなり、権利関係を巡る要請が多様化している中で届出制を設けることは手続保障の観点から懸念がある。 ・ こうした保安林の機能の確保や規制内容の調整に努める一方で、手続きの簡素化については、都道府県による円滑な見直しが進むよう、複数の保安林をまとめて手続きできる調書とし、添付書類についても省略するとともに、指定施業要件変更の告示についても、一度に一括して告示できる様式とし、現状においてすでに可能な限りの手続きの簡素化を行っているところ。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>—</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定施業要件は、個々の保安林の状況に応じて適切な施業を確保する一方、憲法第 29 条に定められた私有財産権に直接影響を与えるものであることから、属地毎の慎重な審査を必要とし、国による一括した変更は、保安林の機能に支障を来す必要以上の変更に繋がるおそれもあり困難。また、届出制を導入した場合には、保安林の機能を確保するための属地毎の審査が行われないうえ、地方公共団体の長や直接の利害関係を有する者が意見を提出する機会を奪い、届出者による一方的な手続きとなること

		<p>から、手続保障の観点から懸念がある。</p>
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業基本法の改正（平成13年6月）に伴い、複層林施業の促進及び多様な樹種による多様な森林整備を図ることを目的として、保安林制度における指定施業要件の緩和が行われたところ、植栽指定樹種及び伐採率の変更など、緩和後の要件を適用させようとする保安林については、個別に都道府県・所有者等からの申請が必要である。 ・ 緩和後の要件を適用させようとする場合、保安林面積全体の約9割を占める流域保全保安林に関しては、農林水産大臣が許可権者であることから、手続きに多大な時間・手間を要しているとの指摘がある。また、都道府県が事務手続きを行う場合、手続きに膨大な時間を要することがある。 ・ 私有財産権への制約は必要最小限であるべきであるところ、緩和後の指定施業要件を適用させようとする手続きにおいて、所有者が申請する場合については届出制を導入（指定施業要件にかかる植栽の方法（ha当り本数）、樹種についての運用基準を公表し、届出制を認める）するなど、手続きを簡素化する仕組みを導入すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の保安林制度では、当該手続きに多大な時間・手間がかかる。手続きを簡素化することで、行政職員の業務量・人件費を大幅に縮減できるものと思われる。 ・ 保安林伐採後の植栽について、地域によっては元の樹種（スギ・ヒノキ等）の植栽を義務付けている箇所がある。このような山林が奥地で林業に適さない場合、広葉樹にもどすべきであるが、樹種を変更する手続きには大変手間がかか

	<p>るので相当の期間（数年間）が必要との指摘がある。奥地山林の広葉樹林化が進められるなか、国に対する手続きの簡素化または国の通達などにより一括して緩和後の要件を適用し、政策の整合性を図るべきである。</p>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業基本法の改正（平成13年6月）に伴い、緩和後の指定施業要件を適用させようとする手続きにおいて、所有者が申請する場合については、届出制を導入（指定施業要件にかかる植栽の方法（ha当り本数）、樹種についての運用基準を公表し、届出制を認める）するなど、手続きを簡素化する仕組みを導入すべきである。【平成23年中措置】

【農林・地域活性化WG ⑳】

<p>事項名</p>	<p>林業経営に係る許認可・届出等の簡素化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林において、間伐のため立木を伐採しようとする者は、都道府県知事に森林の所在場所・間伐立木材積・間伐方法等を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。また、作業道の開設についても、伐採面積・本数等を記載した届出書を提出しなければならない。 ・ 自然公園内の特別地域において、木竹を伐採する場合には、国立公園では環境大臣の、国立公園及び都道府県立自然公園では都道府県知事の許可を受けなければならない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法第 34 条の 3 第 1 項、第 34 条第 1 項第 9 号、森林法施行規則第 22 条の 14 の 3 第 1 項、第 22 条の 8 第 2 項 ・ 自然公園法第 20 条第 3 項、自然公園法施行規則第 11 条第 12 条第 15 号、第 22 号の 3、第 26 号、第 26 号の 5、第 27 号の 4、第 29 号の 3、第 29 号の 5、第 29 号の 19、第 31 号等（都道府県立自然公園は条例）
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採及び造林等の林業経営に関する行政への許認可・届出については、保安林制度・自然公園法にかかる申請等を個別に行っており、手続きが煩雑であるとの指摘がある。したがって、森林施業計画（※）を活用することにより、助成を含めた計画・許認可・届出の一体的な運営を図る制度を導入すべき。 <p>※森林施業計画は、森林法に基づき、森林所有者が作成し、市町村に認定を求めることができる制度。森林所有者は具体的な伐採や造林、保育にかかる計画を作成する。</p>

担 当 府 省 の 回 答	上記改革の方向性への 考え方	<p>【農林水産省（林野庁）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林制度における伐採許可、作業許可は、各保安林の指定目的に即して期待する保安機能を永続的かつ十全に発揮するため行う必要不可分の規制措置であり、それぞれの保安林の置かれた状況を十分に踏まえ、その可否を適正に判断することとしている。例えば、作業許可についてみると、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の各観点から、詳細な内容について審査を行い、保安林の指定目的に即して保安機能を十全に発揮する上での支障を具体的に検討し、許可の可否を審査することとなる。 ・ 他方、御指摘の森林施業計画制度は、計画的かつ合理的な森林施業の推進の観点から、森林所有者の発意により森林施業に関する5カ年の計画を作成し、市町村森林整備計画に適合するか否かを審査すること等を主な内容としており、両者の関係は、およそ制度の趣旨・目的が異なるとともに、前者が規制制度の下で永続的に運用される一方、後者は所有者の発意で短期的に終了することも内包されている。 ・ 森林施業計画に保安林制度の規制措置等を一体的に取り扱うべきとの指摘については、上述したとおり、異なる制度の趣旨・目的の下、許可に当たっての審査内容が全く異なるものである。仮に、こうした制度上の仕組を度外視して一体的な取扱をすとなれば、保安林制度等で予定する審査対象を森林施業計画制度に具備することは不可欠であり、依然として事務等の効率化は図れないばかりか、事務処理上の調整・連絡が加算され、事務処理コスト及び審査期間の延長が不可避となるものと思料される。 ・ 加えて、森林施業計画の認定対象森林と、保
---------------------------------	-------------------	---

		<p>安林に指定されている対象森林との重複は無関係であり、仮に一体的な取扱をしようと企図しても、その全部を一体的に取り扱うことは不可能である。結果的に現行のそれぞれの制度を併存させざるを得ず、その面での行政上の非効率が発生することが不可避となり、行政のスリム化が求められる中で、実現が困難であると考ええる。</p> <p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法は優れた自然の風景地を保護すること等を目的としている一方、森林法はそれを目的としていないことから、森林施業計画が認定された場合であっても、風致景観上の問題のある伐採がされるおそれ等も考えられる。したがって、目的の異なる森林法との一体的な運営による許可等を行うことは適切でない。 ・ ただし、間伐、造林、下刈、つる切り等の林業経営のために行われる日常の森林の管理については、自然公園法においては許可は不要としており、風致景観へ甚大な影響を及ぼすおそれのある行為のみを規制する等、林業経営に対する手続き簡素化への配慮を既に行っている。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>—</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>【農林水産省（林野庁）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保安林制度は、保安機能を永続的かつ十全に発揮するため行う規制措置であるのに対し、森林施業計画は森林所有者の発意により森林施業に関する5カ年の計画を作成するものであり、上記制度は趣旨・目的が全く異なる。 ・ こうした制度上の仕組を度外視して一体的な取扱をすとなれば、保安林制度等で予定する審査対象を森林施業計画制度に具備するこ

		<p>とは不可欠であり、依然として事務等の効率化は図れないばかりか、事務処理上の調整・連絡が加算され、事務処理コスト及び審査期間の延長が不可避となるものと思料される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ さらに、これら制度の対象森林は重複関係になく、仮に一体的な取扱をしようと企図しても、その全部を一体的に取り扱うことは不可能であり、結果的に現行のそれぞれの制度を併存させざるを得ず、行政上の非効率が発生することから実現が困難であると考ええる。 <p>【環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のとおり、森林法と一体的な運営による許可等を行うことは、優れた自然の風景地を保護するという自然公園法の目的の達成に支障を生じるおそれがあるため適当でない。 ・ ただし、上記のとおり、日常的な森林管理については既に許可は不要となっている。
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採及び造林等の林業経営に関する行政への許認可・届出については、保安林制度・自然公園法にかかる申請等を個別に行っており、手続きが重複する部分があるとの指摘がある。 ・ 林野庁関連の許認可・届出については、保安林において、間伐のため立木を伐採しようとする者は、都道府県知事に森林の所在場所・間伐立木材積・間伐方法等を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。また、作業道の開設についても、同様に伐採面積・本数等を記載した届出書を提出しなければならない。これらは同じ様な書類が多いうえに、伐採立木の本数まで記載しなければならないなど、必要があると考えにくい記載まで要求されているとの指摘がある。 ・ 一方、環境省関連の許認可・届出については、国立公園・県立公園（特別2種または3種）で保安林指定がされている地域については、公園を管理する窓口と保安林を管理する窓口に許

	<p>可申請を行わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手続きの一元化・簡素化は制度の一体的な運営を意味しているものではない。申請書類の統合・窓口の一本化等により、森林所有者の負担軽減と行政事務の効率化を念頭に置くものである。制度目的が異なるものについては、受付が困難であるところ、例えば、保安林に関する手続きの申請書類を統合（申請に関係しない項目は空白で対応）することにより、申請書は1枚で済み、申請者にはわかりやすく、同様の書類を2箇所提出する負担の軽減につながり、一方、行政は手続きもれ等を防ぐことができる。 ・ したがって、森林所有者の申請手続きの負担軽減及び行政の事務効率化等の観点から、保安林（自然公園内の森林を含む）における伐採及び造林等の許認可・届出について、申請書類を統合することの所有者のニーズを把握のうえ、導入すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業関係の事務提出書類の煩雑さについては、システムを開発して1箇所で手続きすれば完了する方向の検討が必要である。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者の申請手続きの負担軽減及び行政の事務効率化等の観点から、保安林（自然公園内の森林を含む）における伐採及び造林等の許認可・届出について、申請書類を統合することの所有者のニーズを把握のうえ、導入すべきである。【平成23年中措置】

【農林・地域活性化WG ①】

事項名	林業用種苗の見直し
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業種苗法においては、一定の区域において採取・育成される種苗について、気候その他の自然条件から生育に適すると認められる区域を配布区域として指定することができる」と規定している。 ・ 都道府県においては、林業用樹苗標準価格調整会議等にて、標準価格を決定している等、硬直的な価格となっている。 ・ 国は都道府県に対し、造林等の森林整備事業に要する費用の一部を補助すると規定している。 (h a 当たり植栽本数は都道府県の独自規定) ・ 林業種苗法第 24 条、林業種苗法施行規則第 29 条 ・ 農林省告示「林業種苗法第 24 条第 1 項の規程に基づく農林水産大臣が指定する種苗の配布区域」(昭和 46 年農林省告示第 179 号)
改革の方向性 (当初案)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種苗については、①種苗配布区域が定められ、地域間移動が行えない。②林業用樹苗標準価格調整会議等で標準価格が決定する等、価格形成が硬直的であり、民間の林業経営者が苗木を生産・植栽することは可能であるが、造林補助金を受領できない場合もあるなど、公正な競争が阻害されている。③造林補助事業の対象となる h a 当たり植栽本数が 2,000~3,000 本に限定されており、小数間伐・短期間で主伐が可能な 1,000 本以下の低コスト造林などのビジネスモデルが展開できない。との指摘がある。 ・ したがって、種苗配布区域の規制緩和、種苗生産にかかる民間開放の促進及び造林補助事業の対象拡大を行うべきである。

上記改革の方向性への
考え方

- ・ ①樹木には、産地・系統によってその生育に適した環境条件を備えた一定の地域が存在しており、不成績造林地の発生や諸被害の発生を防止し、造林の適正かつ円滑な推進を図ることを目的として、農林水産大臣は林業用種苗の配布区域を指定することができる（林業種苗法第24条第1項）とされている。造林する種苗の選択いかんでは、将来の森林の健全性に取り返しのつかない影響を及ぼすものであることから、配布区域の指定の必要性に変わりはないと考えている。
- ・ ②林業用種苗価格は、市場において価格形成されている。なお、都道府県に設置される林業用優良種苗需給調整会議で標準価格を決定するとの指摘については、このような誤解を受けることのないよう都道府県に対し助言等を行っていく考え。
- ・ また、造林補助事業は、森林造成のために行う必要な施業について補助するものであり、苗木の植栽に係る補助において都道府県が、地域の自然的条件に適合した優良な苗木の利用を確保する観点から補助の要件を設定している場合もあるが、造林補助金の交付に当たって公正な競争の阻害となるような要件は設けていない。
- ・ ③造林補助事業の要件として植栽本数について限定しておらず、健全な森林を確実に達成する観点から地域の自然条件や技術的知見等に基づいた植栽本数であれば補助対象としていることから、植栽本数の低減による低コスト造林への取組などの多様な森林整備に向けた対応も可能と考えている。
- ・ したがって、種苗配布区域は造林の適正かつ円滑な推進に必要なものであり、また、種苗生産の民間開放の促進や造林補助事業の対象拡大は該当しないものとする。

	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>—</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業用種苗の配布区域を廃止した場合には、造林する種苗の選択の失敗から、不成績造林地や諸被害が発生することとなり、将来の森林の健全性に取り返しの付かない影響を及ぼし、造林の適正かつ円滑な推進に支障を来すこととなる。また、林業用種苗価格の決定については、都道府県や林業用優良種苗生産需給調整会議が行っているような誤解を受けないよう指導を徹底(平成 22 年度末までに措置予定)。 ・ 都道府県に対し、以下の点について指導を徹底(平成 22 年度末までに措置予定)。 ・ ①補助対象とする苗木に要件を課す場合には、地域の自然的条件等を踏まえた適切な森林造成の観点から必要最小限のものとし、例えば民間事業者が生産した苗木であることをもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課さないこと ・ ②全国森林計画(平成 20 年 10 月 21 日閣議決定)において「効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮することとする。」とされていることを踏まえ、造林の低コスト化や地域の創意工夫等に資する多様な植栽方法・植栽本数等に応じた標準単価の設定を進めること。ただし、地域の気候・土壌等の自然条件への適合性や材質への影響等の技術的知見の蓄積等、対外的に説明のつく根拠を準備すること。
	<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①林業種苗法においては、農林水産大臣は一定の区域において採取・育成される種苗について、気候その他の自然条件から生育に適すると認められる区域を配布区域として指定することができる」と規定しているが、地域が分

かれているため、例えば九州で植えることのできた苗木が四国では植えられない。温暖化に伴い、九州の苗木を四国で植えても十分に生長するとの指摘もあるが、当該区域は昭和47年以降見直しされておらず、気候変動に対応しているとは言い難い。したがって、地域の気候・土壌等の自然条件への適合性を再検討のうえ、地域間で移動を行うことを可能とする、柔軟な対応を図るべきである。

- ・ ②林業種苗の価格については、林業用樹苗標準価格調整会議（「調整会議」）等で標準価格が決定する等、価格形成が硬直的であり、民間の林業経営者が苗木を生産・植栽することは可能であるが、造林補助金を受領できない場合もあるなど、公正な競争が阻害されているとの指摘がある。林野庁においては、都道府県や調整会議が価格調整を行っているような誤解を受けないよう、早急に指導を徹底すべきである。また、補助対象とする苗木に要件を課す場合についても、地域の自然的条件等を踏まえた必要最小限のものとし、民間事業者が生産した苗木であることをもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課さないよう、本件についても早急に対応し、公正な競争条件の確保に努めるべきである。
- ・ ③造林補助事業の対象となるha当たり植栽本数については、地域によっては2,000～3,000本に限定されており、小数間伐・短期間で主伐が可能な1,000本以下の低コスト造林などのビジネスモデルが展開できないとの指摘がある。したがって、植栽本数の低減による低コスト造林への取組みなど、多様な森林整備を促進する観点から、都道府県に対して、補助要件として植栽本数を限定していないことの制度趣旨を周知すべきである。

<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苗木については、実質的に都道府県の林業種苗組合を通したもののしか購入することができない。ある程度の面積の植林を行おうとする場合、供給が不足し、供給を待つ状況になる。 ・ 企業が技術開発した苗木については指定苗木ではないため、造林補助金の対象とはならないとの指摘がある。（一部地方自治体では苗木の大きさが適合すれば対象となる場合もある。） ・ 植栽本数を少なくすることにより、主伐までの期間が短くなり、コスト面で外国産材に対して優位に立つことが可能となるのではないか。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業種苗法における種苗の配布区域について、事業者の選択肢を拡大する観点から、地域の気候・土壌等の自然条件への適合性を再検討のうえ、配布区域を2～3に簡素化するなど、地域間で移動を行うことを可能とする、柔軟な対応を図るべきである。【平成 23 年中措置】 ・ 林業種苗の価格については、都道府県や調整会議が価格調整を行っているような誤解を受けないよう、調整会議の場で価格についての論議を行わないことについて、早急に指導を徹底すべきである。【平成 23 年度上期中措置】 ・ 併せて、補助対象とする苗木に要件を課す場合についても、地域の自然的条件等を踏まえた必要最小限のものとし、民間事業者が生産した苗木であることをもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課さないよう、早急に公正な競争条件の確保に努めるべきである。【平成 23 年度上期中措置】 ・ 植栽本数の低減による低コスト造林への取組みなど、多様な森林整備を促進する観点から、都道府県に対して、補助要件として植栽本数を限定していないことの制度趣旨を周知すべきである。【平成 23 年度上期中措置】

【農林・地域活性化WG ②】

事項名	森林情報の整備に向けた測量・実地調査等の推進のための環境整備	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣、都道府県知事または市町村長は、当該職員に、実地調査等（測量・標識の建設・立木竹の伐採）を行わせることができると規定している。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 森林法第 188 条第 2 項 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> 国や地方自治体の森林計画の策定・実施のため、民間事業者が業務委託を受け、森林の資源・境界調査を行い森林情報の整備を行っているところ、森林法においては、行政庁の職員にのみ立入調査を認めているため、民間事業者は業務受託をした場合でも、他人の森林を避けて大幅な回り道をするなど、非効率な調査を行わなければならない。 したがって、行政庁の職員に加え、行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行えるよう森林法を改正すべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> 行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行うための措置について、所要の法改正を今後検討する。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年通常国会への提出を検討している森林法改正法案においてどのような措置が講じうるかを検討。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—

改革事項に対する
基本的考え方

- ・ 森林法は、国や地方自治体に森林の整備及び保全に関する目標等につき、地域森林計画・市町村森林整備計画等（「森林計画等」）を策定するよう求めているところ。国や地方自治体は、森林計画等の策定・実施のため、森林の資源調査や境界調査、生物多様性の保全に関する調査等を行って森林情報を整備しており、当該調査には国や地方自治体の職員だけでなく、業務委託を受けた民間事業者も従事するようになっている。
- ・ 一方、森林法第 188 条第 2 項では、国や地方自治体の長は、法律の施行上必要があるときは「当該職員」に他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行わせることができる、と定めているが、業務委託を受けた民間事業者はこれに含まれていない。
- ・ このため、国や地方自治体から業務委託を受けた民間事業者は、他人の森林を避けて大幅な回り道をしたり、調査対象の森林に辿り着くことができずに離れた所から双眼鏡等を使って調査したりせざるを得ないといった事態が生じ、森林情報の整備に大きな障害となるとともに、民間への業務委託による行政のスリム化をも妨げている。
- ・ なお、測量法では「国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者」に、道路法では「道路管理者又はその命じた者若しくはその委任を受けた者」に、法律上必要がある時は、一定の要件の下で他人の土地に立ち入ることを認めている（測量法第 15 条、道路法第 66 条）。
- ・ したがって、行政庁の職員に加え、行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行えるよう森林法を改正すべきである。

<p>具体例、経済効果等</p>	<p>-</p>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林情報の整備を促進する観点から、行政庁の職員に加え、行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行えるよう、森林法を改正すべきである。【平成 23 年度中措置】

【農林・地域活性化WG ②】

事項名	森林管理・環境保全直接支払制度の補助金支払方法の改善	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の造林補助金は、森林所有者の県への申請事務を森林組合が代行していることが多い。また、森林組合と共同森林施業計画を作成している例も多い。これらの場合、実態として補助金は森林組合の口座に支払われ、森林組合に施業委託せざるを得ない状況となっている。 ・ なお、森林組合は作業班による作業経費を控除して清算し、補助金との差額については森林組合の清算書により納付することになる。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法第 193 条、森林法施行令第 12 条 ・ 但し、補助金・交付金についての交付先口座は法令で明定されたものではないので、健全な林業事業体育成の観点から対処することになる。 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度の概算要求では、森林管理・環境保全直接支払制度が創設されることになっており、今後、補助金の支払先は森林施業計画（将来は森林経営計画）の作成者となる方向である。しかし、健全な競争を促進する観点から、直接支払いの補助金の交付窓口は、所有者本人の口座に限定すべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「森林管理・環境保全直接支払制度」では、個々バラバラの森林施業を行う者に対して網羅的に支援する制度を抜本的に見直し、責任をもって森林施業を行う者を対象として、都道府県を通じて直接補助金を支払うこととしている。なお、本制度においても、森林所有者が自ら責任をもって施業を行う場合は、都道府県を通じて森林所有者に直接補助金が支払われることとなる。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	—

<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮に、補助金の交付対象を所有者本人に限定する 場合、補助金の受領者と補助事業の執行に責任を 負う者とが異なる場合が生じ、補助事業の適正な 執行が困難となる恐れがある。
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度の概算要求では、森林管理・環境 保全直接支払制度が創設されることになっており、 今後、補助金の支払先は森林施業計画（将来は森 林経営計画）の作成者となる方向である。 ・ 計画を作成する一方で作業班を持つ森林組合を 交付金の支払先とした場合、森林組合による事業 の抱え込みが生じ、他の林業事業者との公平な競 争環境の確保及び効率的かつ質の確保された林業 事業者の育成や新規参入の促進につながらない恐 れがある。 ・ したがって、当該制度導入後の事業者間の公正 な競争を確保する観点から、直接支払いの補助金 の交付窓口について、所有者本人が施業の責任を 持つ場合には所有者本人の口座に直接入金し、そ のうえで所有者が事業者を選択し、施業委託を可 能とする制度とすべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<p>-</p>
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林管理・環境保全直接支払制度導入後の事業 者間の公正な競争を確保する観点から、所有者が 施業を委託する事業者を自由に選択できるよう、 直接支払いの補助金の交付窓口について、所有者 本人が施業の責任を持つ場合には、所有者本人の 口座に直接入金する制度（補助金受取の委任・受 任は認めない）とすべきである。 【平成 23 年度第 1 四半期までに措置】

【農林・地域活性化WG ④】

事項名	森林集約化等の円滑な推進
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業再生プランの具体化に向けた改革の方向では、森林集約化や効率的な施業等を推進するため、現在の森林施業計画制度を森林経営計画制度に変更することが予定されている。この森林経営計画制度では、多くの森林所有者を取り纏めて林班又は複数林班単位に作成することを原則としているが、特例として規模の大きい経営体については、経営体単独（複数経営体の共同では不可）でも作成できることとする方向にある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林法第 11 条～第 19 条、森林法施行令第 3 条
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 規模の大きい経営体による特例での森林経営計画の作成については、経営体単独でのみ認められ、複数の経営体が共同で行うことは認められない方向にある。しかしながら、共同作成が認められなければ、①個人所有では、森林の共有（相続による親子共有・親族の分割所有等）が一般化しているため、経営管理の分割につながる。②規模の大きい経営体同士が連携・協調して更なる効率的経営や木材生産・販売の合理化を行うことができない。したがって、所有形態の実態に即し、効率的な林業経営を促進する観点から、一定規模の経営体であることを前提として、特例計画における複数経営体の共同作成を認めるべきである。
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林施業計画の改正の具体的内容については、検討中である。 <p>【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年通常国会への提出を検討している森林法改正法案においてどのような措置が講じうるかを検討。

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<p>—</p>
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 規模の大きい経営体による特例での森林経営計画の作成については、経営体単独でのみ認められ、複数の経営体が共同で行うことは認められない方向にある。 ・ しかしながら、共同作成が認められなければ、①個人所有では、森林の共同所有（相続による親子共有・親族の分割所有等）が一般化しているため、経営管理の分割につながる。②規模の大きい経営体同士が連携・協調して更なる効率的経営や木材生産・販売の合理化を行うことができない。 ・ したがって、所有形態の実態に即し、効率的な林業経営を促進する観点から、一定規模の経営体であることを前提として、特例計画における複数経営体の共同作成を認めるべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 規模の大きい経営体による特例計画について、個人所有であれば、①過去の相続で、親子共有、親族の分割所有といった形態が一般化しており、現に一体的な経営管理をしている例が多いが、特例計画での共同作成を認めなければ経営・管理の分割につながる。②今後、法人・個人を問わず、規模の大きい経営体同士が連携・協調して更なる効率的経営や木材生産・販売の合理化を指向することは今後、大きく推奨すべきことである。 ・ 一定規模の経営体であることを前提として、特例計画における複数経営体の共同作成を認めることは、林業再生に極めて有効なものであり、経営の効率化とともに、共同出荷等で国産材の流通の合理化にもつながる。

改革案	<ul style="list-style-type: none">・ 所有形態の実態に即し、効率的な林業経営を促進する観点から、共有又は一定規模の経営体であることを前提として、特例計画における複数経営体の共同作成を認めるべきである。【平成23年度中措置】
-----	--

【農林・地域活性化WG ②】

事項名	森林・林業再生プランの円滑な推進
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業再生プランは「今後 10 年間を目途とした路網の整備、施業の集約化及び必要な人材育成による体制を構築する。」としている。 ・ 平成 22 年度概算決定では、「森林整備事業は、平成 24 年度までに段階的に集約化施業に転換する。」、「集約化施業の取組みが平成 23 年度末までにすべての私有林をカバーできる体制を構築」とされている。 ・ 平成 23 年度概算要求・要望では、施業集約化に限定した予算が公表されている。 <p><根拠法令> —</p>
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策転換の事業詳細が示されないため、平成 23 年度当初予算の対応ができない。（この場合は事業期間が短くなる。）また、国の施策を補完してきた地方施策の見直しが進まない。さらに、森林組合等の受入体制づくりが進んでいないため、造林補助制度の廃止、地域活動支援交付金制度の見直しにより、事業展開が不透明となっている。 ・ したがって、施業集約化への移行と事業施行が同時進行することにより、地域が混乱することのないよう、早急に政策転換の事業詳細を示すとともに、事業展開を可能とする受入体制の整備を図るべきである。
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政策転換の内容については、工程表も含めて早急に公表するとともに、説明会等を開催し、地方公共団体等へ周知を図る。 <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 11 月中に「森林・林業の再生に向けた改革の姿」（最終取りまとめ）を公表予定

	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<p>—</p>
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策転換の事業詳細が示されないため、平成23年度当初予算の対応ができない。（この場合は事業期間が短くなる。）また、国の施策を補完してきた地方施策の見直しが進まない。さらに、森林組合等の受入体制づくりが進んでいないため、造林補助制度の廃止、地域活動支援交付金制度の見直しにより、事業展開が不透明となっている。 ・ したがって、施業集約化への移行と事業施行が同時進行することにより、地域が混乱することのないよう、早急に政策転換の事業詳細を示すとともに、事業展開を可能とする受入体制の整備を図るべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>		<p>—</p>
<p>改革案</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業再生プランの円滑な推進を図る観点から、施業集約化への移行と事業施行が同時進行することにより、地域が混乱することのないよう、早急に政策転換の事業詳細を示すとともに、事業展開を可能とする受入体制の整備を図るべきである。【平成22年度中措置】

【農林・地域活性化WG ⑳】

事項名	森林所有者の責務の明確化	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧米先進国においては、森林所有者は森林を森林として維持することが、森林所有者に義務付けられている。 <p>＜根拠法令＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業基本法第9条に「義務」より弱い「責務」として「森林の有する多面的機能が確保されること旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。」と規定されている。 ・ 森林法では、市町村森林整備計画による要間伐森林のリストアップ、施業の勧告、都道府県知事の調停、裁定の申請などが規定されている。 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者の義務を明確にすることにより、施業集約化の推進にあたっての団地区域の設定、路網整備への合意形成の円滑化と提案する施業プランによる搬出間伐等の実効性を確保すべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林・林業基本法第9条においては、森林所有者等の責務として、「森林の所有又は森林を使用収益する権原を有する者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。」との規定を設けたうえで、これを体現するために森林法において、林地開発の許可制、保安林に対する伐採等の規制、保安林以外の森林についての伐採の届出制、間伐が必要な森林についての施業代行制度等を措置することで、森林を森林として維持することを含め、適正な施業管理の確保を図っているところ。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者が不明である場合を含め、適正な施業を確保するための対応を強化する観点から、平成23年通常国会への提出を検討している森林

		法改正法案においてどのような措置を講じ得るか検討。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	・ ー
改革事項に対する基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・ 欧米先進国においては、森林所有者は森林を森林として維持することが、法律により義務付けられている。 ・ 森林・林業基本法には、「義務」より弱い「責務」として「森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。」と規定されているが、間伐の適正な実施、大規模な皆伐の防止及び伐採後の植林にかかる義務などの森林整備に関する規定がない。 ・ したがって、森林法等で森林所有者の義務を明確にすることにより、施業集約化の推進にあたっての団地区域の設定、路網整備への合意形成の円滑化と提案する施業プランによる搬出間伐等の実効性を確保すべきである。
具体例、経済効果等		<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者の義務を明確にすることにより、施業集約化の推進にあたっての団地区域の設定、路網整備への合意形成の円滑化と提案する施業プランによる搬出間伐等の実効性を確保することが求められる。 ・ 施業集約化に限定した森林整備とする方針を示した以上、森林所有者の義務を明確に示すことが大切である。
改革案		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施業集約化の推進にあたっての団地区域の設定、路網整備への合意形成の円滑化と提案する施業プランによる搬出間伐等の実効性を確保するために、森林法等で森林所有者の義務を明確にすべきである。【平成 23 年度中措置】

【農林・地域活性化WG ⑦】

事項名	森林簿等の整備・民間利用の促進
規制・制度の概要	<p><森林簿等の整備の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続等の登記が進まない現状があり、税務情報による所有者等の特定は地方税法により規制がかけられているとともに、森林簿の情報更新が適時に行われれないなど、路網整備等の計画策定時に手間取ることが多い。 <p><森林簿等の民間利用の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林簿及び森林計画図（「森林簿等」）は、施業計画の策定に必要であるにもかかわらず、林野庁は、森林簿等の「情報管理権限は都道府県にあり、当該情報には個人情報を含むことから、各都道府県の個人情報保護条例の取り扱いに従って適切に扱われる必要がある、国が強制的に開示できるものではない」との見解を示している。このため、各都道府県により森林簿等の情報の扱いが大きく異なっている。 <p><根拠法令></p> <p>【総務省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税法第 22 条 <p>【消費者庁コメント（個人情報の保護に関する法律について）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」又は「法」という。）は、一定の民間の事業者に対して、個人情報を取扱うに当たっての義務を課している法律であり、固定資産税データの提供等のための規定の整備等の問題は、法の範囲外の問題である。
改革の方向性（当初案）	<p><森林簿等の整備の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納税義務者の確認には地方税法第 22 条により情報の提供が禁止されており、情報を知りうるためには、法的根拠が必要とされているところ。

	<ul style="list-style-type: none"> 一方、森林簿は都道府県により整備され、森林法第 191 条による地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林施業計画の樹立を義務づけられているが、法的発出根拠が不明朗のままである。 したがって、法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、森林簿の法定化（所有者の登記の義務化）、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。 <p><森林簿等の民間利用の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> 積極的・戦略的な施業集約を進めるため、一定の条件を満たした林業事業体には、森林所有者との施業委託契約の締結の有無に関わらず開示するなど、森林簿・森林計画図の民間利用を促進すべきである。
<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>担当府省の回答</p>	<p>【農林水産省（林野庁）】</p> <p><森林簿等の整備の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> 森林簿を法定化することは、地籍、固定資産台帳など既存の法定台帳があるにもかかわらず、森林に特化して新たな個人情報に関する法定台帳を作成するといった特定分野のみを対象とした国民の財産権への関与の強化の弊害と法律上の効果とのバランスや法定台帳として整備することに伴い都道府県の労力、費用、行政責任が著しく増大すること等の問題があり、慎重に検討することが必要であり容易な問題ではない。 しかしながら、所有不明森林が計画的な路網整備や間伐を推進する上で支障となることから、まずはその解消に努めていく考え。 <p><森林簿等の民間利用の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> 森林簿及び森林基本図の情報管理権限は都道府県にあり、特に個人情報が含まれることから各都道府県の個人情報保護条例に従って適

		<p>切に扱われる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林施業の集約化のため森林情報を活用することは重要と認識しており、林野庁では、「規制改革推進のための3カ年計画（再改定）」（平成21年3月31日閣議決定）に基づき、要望に応じて森林簿及び森林基本図が林業経営者や林業事業体に開示されるよう都道府県への助言を行っているところである。 ・ さらに、平成22年9月10日に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」において平成22年度中に意欲や能力のある事業体に対し森林簿及び森林計画図が開示されるよう助言を行うこととされ、平成22年10月8日に閣議決定された「円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策」に基づき時期を前倒しし、平成22年12月中に都道府県に対し、助言を行う予定である。このように、森林簿・森林計画図の民間利用について適切に対応しているところである。 <p>【総務省】</p> <p><森林簿等の整備の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者の同意を得れば、固定資産課税台帳に登録されている所有者の氏名及び所在に関する情報を提供することは可能であり、現実的な対応としては、地方公共団体から要請があり、資産所在の市町村長が行政上必要なものと認めた場合には、所有者の意向を確認することにより対応可能である。 ・ また、地番等の不動産登記簿に記載されている事項については、何人も知ることができ、秘密に該当しないものであることから、提供することは可能である。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>【農林水産省（林野庁）】</p> <p><森林簿等の整備の促進></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、所有不明森林を含め、間伐を促進するための措置や、路網整備のため土地の使用を可能

		<p>とするための手続きの改善について、森林法の改正を行うことを検討しているところ。</p>
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<p>【農林水産省（林野庁）】 ＜森林簿等の民間利用の促進＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県が保有する森林簿等の個人情報を含む情報を公開するという措置については、個人情報保護条例の在り方及び運用に関わる事項であり、個人情報保護制度の所管省庁において、検討が行われるべきである。 <p>なお、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」の参考資料に、今後規制・制度改革に関する分科会で引き続き検討する事項として、「民間事業者による行政情報の利用・活用」があげられている。</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> 地籍調査が未了の山林が多いうえに、税務情報による所有者等の特定は地方税法により規制がかけられていることから、地方自治体が森林に関する情報を適時に収集できないなど、森林の実態把握や整備等に関する計画の策定時に手間取ることが多い 納税義務者の確認については、地方税法第22条により情報の提供が禁止されており、地方自治体が森林簿等に反映させるために情報を知りうるためには、法的根拠が必要とされているところ。なお、所有者の同意を得れば、固定資産課税台帳に登録されている所有者の氏名及び所在に関する情報の提供をうけることは可能であるが、不明地主からの同意を得ることは現実的ではない。一方、森林簿は都道府県により整備され、森林法第191条により規定されている地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林施業計画の樹立にあたって活用されているが、法的発出根拠が不明朗のままである。 また、森林簿等は、林業施業者等の施業計画

	<p>の策定に必要であるにもかかわらず、林野庁は、森林簿等の「情報管理権限は都道府県にあり、当該情報には個人情報を含むことから、各都道府県の個人情報保護条例の取り扱いに従って適切に扱われる必要があり、国が強制的に開示できるものではない」との見解を示しているため、各都道府県により森林簿等の情報の扱いが大きく異なっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地籍、固定資産台帳など既存の法定台帳に加え、森林簿をきちんと整備し、適切に施業を行う林業事業者等に公開することは、国土保全に資するものである。 ・ したがって、法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、森林簿の法定化（所有者の登記の義務化）、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。併せて、施業集約化等に必須である森林簿等の情報について、森林経営計画（仮称）を作成しようとする者に必要な情報を提供すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林所有者との施業委託契約の締結未了の時点で森林所在地・所有者等の情報が円滑に入手できなければ、民間林業事業者は施業集約に向けた森林所有者との交渉にすら入れない。 ・ 森林法の改正(H14 年度施行)により森林施業計画の作成主体に森林組合以外の民間林業者等も位置付けたのであれば、民間事業者(特に森林組合以外)が参入し施業集約を行うための、森林簿等情報が民間林業者に提供される制度設計が不可欠。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、森林簿の法定化（所有者の登記の義務化）、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び

	<p>中長期の対策を講じるべきである。【平成 23 年度中措置】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 併せて、施業集約化等に必須である森林簿等の情報について、森林経営計画（仮称）を作成しようとする者に必要な情報を提供すべきである。【平成 23 年度中措置】・
--	--

【農林・地域活性化WG ⑳】

<p>事項名</p>	<p>京都議定書における森林吸収量 1300 万炭素トンの達成に向けた措置拡充</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 京都議定書の第 1 約束期間の終期である平成 24 年度までの集中的な間伐等の実施の促進を図るため、市町村特定間伐等促進計画作成による優遇措置が講じられているが、国の事業再編により、森林整備事業（造林補助）が平成 23 年度に廃止されるため、現状の間伐実施量を確保することは困難となる。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第 5 条
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施業集約化への政策転換を受け入れる体制が整った地域では、平成 23 年度からはじまる「森林環境保全直接支援事業」を活用した間伐が可能となるが、早急な対応が困難な地域においては、施業集約化への移行期間における間伐量を確保するため、従来の伐り捨て間伐を継続させることが必要であり、このための措置を拡充すべきである。
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度より、面的なまとまりをもって搬出間伐等の森林施業を実施する者を支援する「森林管理・環境保全直接支払制度」を導入することとしている。 ・ 新成長戦略に位置付けられている「木材自給率 50%以上に向上させることを目指す」ためには、効率的な搬出間伐を積極的に推進していくことが不可欠。 ・ 本制度においては、施業集約化に必要な境界確認活動等についての支援も一体的に行うこととしており、これらを活用することにより、同制度の中の「森林環境保全直接支援事業」を活用した間伐を実施し、森林吸収量の確保に必要な間伐実施量の確保を図って行く考え。

	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ー
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集約化をせずに、個々バラバラの伐り捨て間伐を支援する従来の事業を継続すれば、次回間伐が必要となる 10 年後も同じことの繰り返しとなり林業の再生が図られない。
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施業集約化への政策転換を受け入れる体制が整った地域では、平成 23 年度からはじまる「森林環境保全直接支援事業」を活用した間伐が可能となるが、早急な対応が困難な地域においては、施業集約化への移行期間における間伐量を確保するため、従来の伐り捨て間伐を継続させることが必要であり、このための措置を拡充すべきである。
<p>具体例、経済効果等</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 施業集約化への移行期間における間伐実施が確保される。
<p>改革案</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23 年度からはじまる「森林環境保全直接支援事業」を活用した間伐について、早急な対応が困難な地域においては、移行期間における間伐量を確保するため、従来の伐り捨て間伐を継続させるための措置を講じるべきである。 【平成 23 年度第 1 四半期中措置】

【農林・地域活性化WG ⑳】

事項名	稼働中の産業遺産の世界遺産への登録
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国における世界遺産登録の申請は、文化財保護法において指定・選定されたものに限られている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 文部科学省設置法第4条等
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国における世界遺産登録の申請は、文化財保護法において指定・選定されたものに限られている。九州・山口の近代化産業遺産群をはじめとする稼働中の産業遺産に関して、港湾法等により産業遺産としての価値を将来に渡って保護する仕組みや文化財保護法以外での世界遺産登録について、検討すべきである。
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>（文部科学省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界遺産条約は、世界遺産の価値を将来にわたって万全な対策により保護するための制度であり、締約国は、自国の文化遺産及び自然遺産を保護、保存し、将来へ伝えることが第一義的な義務とされている。 ・ 文化財保護法は「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資すること」をその目的としており（第1条）、世界遺産条約と基本的にその趣旨を同じくするものである。このため、我が国では、これまで推薦を行う文化遺産について、原則として文化財保護法において指定・選定されているものに限っている。これは、文化財の保存と活用等を目的とした文化財保護法によって資産を適切に保護することができるためである。 ・ 文化財保護法は、貴重な国民の財産である文化財を保護するため、指定・選定から保存活用に至るまで、一貫して万全な対策を講じている。これは、世界遺産条約で求められている遺産の保護・保存という要請に応えるものであり、我が国において人類共通の遺産である世界遺産

		<p>の確実な保護措置として、文化財保護法による担保が最も適している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以上のことから、文化財保護法はこれまでの審査においても国際的にきわめて高い評価を得ている。 ・ 近年、ユネスコの世界遺産委員会においては、近隣の開発計画の有無など、登録時のみならず登録後においても保全状況についてチェックが厳しくなっており、資産の保護措置が非常に重要な課題となっている。 ・ これは昨年、ドイツのエルベ渓谷が、新しい橋の建設計画の継続により、世界遺産の登録を抹消されたという例や本年の新規登録案件中や危機遺産リストにおける審議において周辺の開発計画により世界遺産としての価値が損なわれる危険性についてきわめて重視されていることから明らかである。 ・ 稼働中の資産の価値を将来にわたって保護する仕組みについては、このような世界遺産に係る近年の動向等も踏まえて、個々の資産に係る世界遺産の登録申請に向けた取組の中で、文化財保護法による指定・選定以外の方法も含めて、検討が行われるものとする。 <p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 九州・山口の近代化遺産において文化財保護法に基づく価値保全は日々の経済活動の妨げになるだけでなく、産業遺産の価値を壊す場合もあるとの指摘がある。例えば、三池港の場合は工業港として稼働することが一番の価値保全であり、文化財保護法は稼働中の工業港としての価値保全になじまないとされている。 ・ 他国に目をやると、世界遺産の保全で稼働施設の多くは文化財保護法以外で保全されている。一義的には、文化庁と内閣府規制改革室で取り扱うべき課題であるが、産業遺産の保全は経済活動と共にあるため、登録を希望する者が、そ
--	--	---

		<p>の産業の内容や歴史的意義を理解した上で、容易に申請できる枠組みが重要であると考える。</p>
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> 九州・山口近代化遺産群世界遺産登録推進協議会（以下、協議会）において、産業遺産を文化財保護法以外の法体系によって保全を行い、世界遺産に登録するための取り組みが行われている。このため、協議会の提案を受けて、個別の産業遺産（例えば三池港）を対象に文化財保護法以外の法令による保全方策に関する検討を行う。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none">
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> 我が国における世界遺産の前提となっている文化財保護法では、産業遺産のように利用・活用され、産業技術の進展とともに、修繕等を行いながら、その機能を維持する必要があるものには適さない。 諸外国では、文化財保護法のみならず、港湾法・鉄道法・都市計画法などの関連を活用して、稼働中の産業遺産の保存管理を行っている。 我が国において、産業遺産の世界遺産認定に向けて実質的な枠組みがないのが実情であり、稼働中の産業遺産とその周辺の区域について、港湾法等の文化庁以外の省庁管轄の法制度を含め、新たな枠組みの構築に向けて検討されるべきである。 九州・山口地域において、稼働中の産業遺産を含む近代化産業遺産群の世界遺産登録を目指す活動が活発に行われており、「国民の声」要望意見も多数あり）、政府として、速やかに検討を行い、早期に結論を出す必要性は大。

<p>具体例、経済効果等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 産業遺産が世界遺産登録された場合には、その地域の観光客増加を通じた地域活性化が期待できる。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> 稼働中の産業遺産に関して、世界遺産登録推薦のプロセスを構築することについて、関係府省会議や有識者会議の設置を含め、関係府省が一体となって検討を行うとともに、国土交通省等関係府省は、文化財保護法以外の法令による保全方策について速やかに検討を開始し、できる限り早期に結論を得るべきである。 【平成 22 年度中に検討を開始し、平成 23 年度中できる限り早期に結論】

【農林・地域活性化WG ⑩】

事項名	自治体による「歴史文化基本構想」の文化財保護行政における位置づけの明確化	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 重要性を考慮した文化財の指定、選定、登録及び保護は、文化財保護法に基づき、実施される。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財保護法 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> 近年、国から指定を受けない景観形成や観光開発に重要な役割を果たす文化資源が全国的に失われている状況がある。自治体や地域の視点から様々な文化資源（文化財、文化遺産）をまちづくりのための地域資源として顕在化させ、保護・活用を図るため、自治体による「歴史文化基本構想」の策定を可能にすることについて、検討すべきである。 	
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域の文化財をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用していくための基本方針である「歴史文化基本構想」については、新たに「文化芸術の振興に関する基本的な方針」（閣議決定）に位置づけることにより、その策定の推進を図る。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 22 年度中に策定予定である文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次基本方針）において「歴史文化基本構想」を位置づけ、周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用について明記する予定。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none">
改革事項に対する基本的考え方	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画行政や景観行政に比べて地方分権が遅れている文化財保護行政においては、戦前から伝統的な指定を主な手段とするトップダウンの文化財保護施策（少数優品主義）が継続しており、景観形成や観光開発に重要な役割を果たすべき文化財未満の文化遺産が全国で約 10 	

	<p>年の間に2割程度失われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年の文化審議会企画調査会の報告において、保護法の改正により、自治体による「歴史文化基本構想」の策定を可能にすることが提案されたが、同時期に国交省・農水省・文化庁の共管による「歴史まちづくり法」が施行されたため、上記調査会報告の趣旨の一部が同法に吸収され、文化財保護行政の地方分権が曖昧なままとなっている。 ・個々に展開してきた文化財保護行政、景観行政、観光行政、教育行政等を、地域が描く一つの将来目標像に向けて統合的に展開することで魅力的な地域・都市空間の形成と豊かな暮らしの実現、さらに地域間および国家間の交流の推進、地場産業の6次産業化などが期待でき、経済効果は甚大である。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国から指定を受けない景観形成や観光開発に重要な役割を果たす文化資源が全国的に失われている状況を踏まえ、自治体や地域の視点から様々な文化資源（文化財、文化遺産）をまちづくりのための地域資源として顕在化させ、保護・活用を図るため、自治体による「歴史文化基本構想」の策定を可能にすることについて、検討すべきである。 <p>【平成22年度検討・結論】</p>

【農林・地域活性化WG ①】

事項名	茅葺き屋根等木造建築物に関する建築基準法の緩和	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法では、防火・準防火地域及び特定行政庁が指定する区域において、屋根は耐火・準耐火構造としなければならない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 22 条 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の伝統構法を活かした木造建造物によるまちづくりや文化・観光振興の一環として、例えば茅葺き屋根を持つ古民家を復元した宿泊ビジネスを展開しようとした場合、防火地域、準防火地域はもとより建築基準法第 22 条指定区域の屋根は、耐火・準耐火構造としなければならないため不可能となる。周辺エリアにおける防火施設の整備等一定の条件の下に、不燃材以外の材料の使用を可とするなど、検討すべきである。 	
担当府省の回答	上記改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火・準防火地域又は 22 条地域は、地方公共団体が市街地における火災の危険を防ぐために指定している地域であり、地方公共団体が指定を解除すれば、屋根を不燃材料とする規制は適用されない。現に、地方公共団体が 22 条地域の一部について指定を解除し、茅葺き屋根の建築物が建築された事例も存在する。なお、事務局記載の「耐火・準耐火構造」は、「防火上有害な発炎をしないもので、屋内に達する防火上有害な溶融、き裂その他の損傷を生じないもの」が正しい。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の建築基準法の規定により対応可能
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の建築基準法の規定により対応可能

<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去にも民間事業者等から同内容での規制改革要望は複数あり。 ・ 文化的価値の高い茅葺き技術の伝統を守るために、観光振興による地域活性化が期待される温泉地等へ、茅葺き屋根による古民家等の宿泊施設をビジネスとして成立させることが必要である。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本の伝統構法を用いた茅葺き屋根等木造建築物の文化的価値を継承し、地域活性化を図る観点から、建築基準法第 22 条に基づき特定行政庁が指定する区域内の建築物の屋根の構造に係る技術的基準及び区域の指定のあり方等について検討し結論を得た上で、地方公共団体に技術的助言（ガイドライン）を発出すべきである。【平成 23 年度検討・結論】

【農林・地域活性化WG ⑫】

<p>事項名</p>	<p>河川護岸の整備や人道橋の設置における仕組みの整備等</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川護岸の整備や人道橋の設置は、河川管理者が地域の実情に応じて河川整備計画を策定することになっている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法 ・ 海岸法
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法上、河川管理者が地域の実情に応じて河川整備計画等を策定することとされているが、観光地の雰囲気には合わない大規模な河川護岸等が建設される例が見受けられる。国交省「河川景観の形成と保全の考え方（平成 18 年 10 月）」を踏まえ、景観に配慮した河川護岸や人道橋等の整備に係る住民合意等の手続きについて、観光振興の観点から改めて周知を検討すべきである。 <p>また海岸景観に関しても、既存の「海岸景観ガイドライン」について、併せて周知を検討すべきである。</p>
<p>担当府省の回答</p>	<p>（国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「美しい河川景観の形成と保全の考え方」では、河川護岸の整備を含む河川景観の形成について、関係者が情報を共有しながら、様々な段階での合意形成を進める等の取組が行われるよう推進している。また、人道橋等の許可工作物については、治水上必要な諸基準を満たした上で、河川の景観や自然的、社会的環境との調和をそこなわないよう方針として定めているところ。 ・ 「海岸景観形成ガイドライン」は、良好な海岸景観の形成について行政関係者やまちづくりに関わる市民等が、地域の価値向上を図るための方策を示している。 ・ こうした取り組みが、観光振興にも寄与するも

		<p>の考えている。 (農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「河川景観の形成と保全の考え方 (平成 18 年 10 月)」では、河川護岸の整備を含む河川景観の形成について、関係者が情報を共有しながら、様々な段階での合意形成を進める等の取組が行われるよう推進している。 ・ また、「海岸景観形成ガイドライン」は、良好な海岸景観の形成について行政関係者やまちづくりに関わる市民等が、地域の価値向上を図るための方策を示している。 ・ こうした取り組みが、観光振興にも寄与するものと考えている。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<p>(国土交通省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該通知をHPや河川管理者や海岸管理者への会議等を通じて、より一層の周知・徹底を図っていく。 <p>(農林水産省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該通知をHPや河川管理者や海岸管理者への会議等を通じて、より一層の周知・徹底を図っていく。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 人道橋等の設置も含め、魅力ある観光地づくりを一層推進することが求められており、適時適切に関係者が情報を共有しながら合意形成を進めるため、「河川景観の形成と保全の考え方」等について、周知徹底を図る必要がある。 ・ 現行制度の枠組みにとらわれることなく、人道橋や護岸に係る河川管理施設等構造令に定める技術的基準については、必要に応じた見直しを検討することも重要である。

改革案

- ・地域の魅力を活かした観光振興の観点から、河川景観の形成と保全と治水上必要な諸基準との関係について、国土交通省「河川景観の形成と保全の考え方（平成 18 年 10 月）」の周知徹底を図るとともに、親水空間の一層の活用の観点から、人道橋や護岸に係る河川管理施設等構造令に定める技術的基準の見直しも含めた検討を行うべきである。【平成 23 年度検討開始】
- ・また海岸景観に関しても、「海岸景観形成ガイドライン」に基づく取り組みが適切に行われるよう、併せて周知徹底を検討すべきである。
【平成 23 年度検討・結論】

【農林・地域活性化WG ③】

事項名	スキー場閉鎖時の課題への対応
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園内のスキー場を閉鎖する場合は、自然公園法で定められた原状回復命令等に従い原状回復するか、又は原状回復が著しく困難である場合は、これに代わるべき必要な措置を行わなければならない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法第 15 条
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 債務超過状態にある国立公園内のスキー場を閉鎖する場合は、自然公園法により工作物の撤去や緑化植栽など原状回復が義務付けられており、多額のコストを要するため閉鎖したくてもできない状況下にある。また、原状回復が著しく困難である場合は、同法にて、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨規定がなされているが、具体的な基準は定められていない。原状回復が困難な場合における、関係者の意見聴取の手順・スキーム等について、基準やガイドラインの発出を検討すべきである。
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園内のスキー場は、国立公園事業施設として、通常の工作物の新築行為等に対する審査や許可を受けず、利用のために必要な施設であることを理由に建設が認められているものである。 ・ これらの施設が利用に供されなくなって以降、原状回復等されずに残置されることは、風致景観への支障が著しく大きく、国立公園としての資質を脅かすものである。また、施設やゲレンデの残置は、地滑りや崩落等により、国民の安全を脅かすおそれもある。従って、スキー場が閉鎖される際には、原状回復等の措置がとられることが必要であるとともに、それらの措置は、施設の設置者が行うことが当然である。 ・ 併せて原状回復が困難な場合の代替措置については、それぞれの施設や周囲の状況等にかん

		がみ個別に検討すべきものであることから、基準やガイドラインを設定することは困難である。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	・
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のとおり、個別具体の状況によってその対応は多種多様であることから、基準やガイドラインの設定は困難である。 ・ なお、原状回復等の措置の命令は不利益処分に当たることから、弁明の機会の付与の手順・スキーム等については、既に行政手続法において定められている。
改革事項に対する 基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年 1 月、長野県「スキー場の今後の展開に関する検討会」において、スキー場の閉鎖・休止時の課題として、同様の問題提起あり。 ・ 債務超過状態にある国立公園のスキー場の淘汰が進むことで、新たな資本の参入による魅力あるスキー場づくりが可能となる。
改革案		<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保全の観点から、収支赤字の中、原状回復に係る多額のコスト負担を回避するため止むを得ず存続している国立公園内のスキー場の円滑な閉鎖を可能とするため、稼働状況、経営状況等の実態調査を行った上で、原状回復コストをより長期に亘って負担することを可能とするなど、原状回復義務を弾力的に運用する方策について、検討すべきである。 <p>【平成 23 年度検討・結論】</p>

【農林・地域活性化WG ④】

事項名	<p>着地型観光に即した各種業規制の見直し ー旅行業法 第3種旅行業者の適用除外等ー</p>	
規制・制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行者に対して交通機関や宿泊施設の手配には旅行業者の登録が必要であり、第3種旅行業登録には営業保証金の供託や旅行業務取扱管理者の配置等行う必要がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行業法第2条、第3条、第6条第1項、第7条第1項、第2項及び第3項等 	
改革の方向性（当初案）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行者に対する交通機関や宿泊施設の手配には旅行業者の登録が必要であり、営業保証金の供託や旅行業務取扱管理者の選任等の要件が課せられる。着地型観光の高まりを受け、地域自らが主催する募集型企画旅行に関して、一定の条件の下に、旅行業法 第3種旅行業者の適用除外や第4種として新たなカテゴリーを創設するなど、地域のリソースを使いやすくする方策について、検討すべきである。 	
担当府省の回答	<p>上記改革の方向性への考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のニーズ等を踏まえ、着地型観光に即した旅行業規制のあり方について検討する。 ・ 旅行業法では、旅行業者が扱うことのできる宿泊施設について、旅館業法に規定する旅館業に限定していない。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着地型観光へのニーズの高まりやインターネット取引の増加等の旅行を取り巻く環境の変化を踏まえ、着地型旅行はもとより旅行業全般について、時代の変化に即した規制のあり方について検討する。
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・

<p>改革事項に対する基本的考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着地型観光に取り組む地域のNPO法人等団体が、宿泊施設や一般交通機関の手配に加え、体験型プログラムをセットで提供できるようにするためには、第3種旅行者を取得しなければならない。 ・ 地域の限られたリソースで着地型観光を推進する際、現行の第3種は、営業保証金や旅行業務取扱管理者を設置するなど負担が大きい。 ・ なお、旅行業務取扱管理者に係る資格試験の内容は、地域資源を活かした観光振興とは直接関係していないとの声も聞く。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 着地型観光の高まる中、地域自らが主催する募集型企画旅行に関して、一定の条件の下に、旅行業法 第3種旅行者の適用除外や第4種として新たなカテゴリーを創設するなど、地域のリソースを使いやすくする方策について、検討すべきである。【平成23年度検討・結論】

【農林・地域活性化WG 35】

事項名	酒類の卸売業免許の要件緩和
規制・制度の概要	<p>① 酒類の卸売業免許は営業方法によって基準数量が異なり、洋酒卸売業の場合は、申請する販売場の年平均販売見込数量が、大都市 36kl、大都市以外 24kl となっている。</p> <p>② 卸売業免許を取得するためには、人的要件、場所的要件、経営基礎要件に加え、需給調整要件を満たさなければならない。</p> <p><根拠法令></p> <p>① 酒税法第 10 条第 10 号 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第 2 編第 10 条第 10 号関係 8<洋酒卸売業免許についての取扱い>、</p> <p>② 酒税法第 10 条第 11 号 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達第 2 編第 10 条第 11 号関係 5<全酒類卸売業免許の需給調整要件></p>
改革の方向性（当初案）	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物等を原料とする果実酒を販売する農家（製造は県外醸造所に委託）の場合、「小売業免許」は取得が可能であるが、年間販売基準数量が満たないため、国内の酒販店や百貨店等への販売を可能とする「卸売業免許」の取得は困難となっている。地域資源（農産物等）を原料とした酒類販売者に対する「卸売業免許」の要件緩和について、検討すべきである。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外を問わず、全酒類卸売業免許の取得を求める事業者は少なくない。 ・ 全酒類卸売業免許の取得には、人的要件、場所的要件、経営基礎要件、需給調整要件を満たすことが必要とされている。 ・ このうち、需給調整要件としてその卸売販売地域ごとに免許枠の上限が設定されており、免許枠の上限を上回る場合には、その他の要

	<p>件を満たした場合であっても、原則として全酒類卸売免許が交付されないこととされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> このため、需給調整要件を大幅に緩和し、人的要件、場所的要件、経営基礎要件の具備が確認され、酒税の保全上、大きな問題がないと認められる場合には、免許の付与について弾力的運用を講じることを検討すべきである。また、申請手続きに関しても、免許枠算定に係る透明性の確保、標準処理期間の短縮、提出書類の簡素化など、全般的見直しを検討すべきである。
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒税は、製造者を納税義務者としており、製造場から移出された時点で課税されているが、その負担は最終的に消費者に転嫁される仕組みとなっており、販売代金の確実な回収と税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する観点から、酒類販売業についても免許制を採用している。 このため、酒類販売業免許については、申請者が一定規模以上の酒類を継続的に販売することが見込まれ、かつ、そのための販売設備や所要資金を有しているなど、十分な経営基盤を有するものであると認められる場合に免許を付与することとしている。 洋酒卸売業免許における年平均販売見込数量の基準については、申請者の経営の基礎が薄弱であると認められるかどうかを審査するため設けている。 なお、農家の方が、自ら果実酒の製造免許を取得した場合（果実酒の最低製造数量基準6k1）には、卸売業免許や小売業免許を取得することなく、製造場において、果実酒を国内の酒販店や百貨店等へ販売することが可能である。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒税は、製造者を納税義務者としており、製造

場から移出された時点で課税されているが、その負担は最終的に消費者に転嫁される仕組みとなっており、販売代金の確実な回収と税負担の消費者への円滑な転嫁を確保する観点から、酒類販売業についても免許制を採用している。このため、人的要件、場所的要件、経営基礎要件のほか、必要な場合には、需給調整要件によって、酒類販売業者の濫立を防止して取引の混乱を防ぎ、酒税の徴収に不安のないようにする措置は、酒税の保全上、重要である。

- ・ 酒類卸売業免許については、事業形態や取扱酒類の違いによって区分を設けており、輸入酒類や果実酒、ウイスキー等を卸売する場合には、需給調整要件を設定していない輸入酒類卸売業免許や洋酒卸売業免許を取得することが可能であり、海外からの酒類の輸入障壁にはなっていないと考える。
- ・ 他方、全酒類卸売業免許を取得しなければ卸売できない酒類（清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、原料用アルコール）のうち、その数量の太宗を占める清酒・しょうちゅうについては、酒類製造者の大部分が中小・零細企業で占められている（清酒 99.6%・本格しょうちゅう 99.5%）ことから、需給調整要件によって卸売業者の濫立を防止する必要性が高いと考える。
- ・ 需給調整要件を含めた酒類販売業免許の各要件及び申請手続については、いずれも法令や通達ですべて公開している。標準処理期間については、酒類卸売業免許に限らず、小売業免許の申請に対してもすべて2か月以内としており、申請者の人的要件、場所的要件、経営基礎要件の審査に当たり通常要すべき合理的な範囲であると考えられる。提出書類についても、これらの各要件を効率的に審査するため、最低限必要な書類を求めているところである。

	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p>	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一律に、年平均販売見込数量の要件を廃止又は緩和する場合、卸売業者が酒税の納税者たる製造者との直接の取引関係にあることから、製造者の経営に影響を及ぼすおそれがあり、酒税法の目的である酒税の確実な徴収が図られなくなる。 ・ なお、個別に具体的な事業計画等の内容を把握して、酒税の保全上、大きな問題がないと認められる場合には、年平均販売見込数量の要件を満たさないときであっても、税務署長が国税局長に上申の上で免許を付与することが可能となっている。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国の酒類市場では、輸入酒類を含めた多種多様な商品が販売されている。価格についても、低価格志向のニーズを捉えた商品を含め、多様な価格帯の商品が販売されており、全酒類卸売業免許に係る需給調整要件が消費者利益を妨げているとは考えていない。 ・ 近年、酒類の国内販売（消費）数量は減少しており（最近 10 年間で約 1 割減少）、市場規模が縮小している。また、酒類小売業免許の規制緩和によって、我が国の酒類販売市場には大きな販売力を持つ組織小売業が参入してきている。こうした中で、大手卸売業者は経営統合等の組織再編を進めており、その結果として中小・零細業者の転廃業が進み、全酒類卸売業免許の販売場数は年々減少している（最近 10 年間で約 3 割減少）。 ・ 我が国の酒類市場は、人口減少・少子高齢化の進展に伴い、国内消費数量が中長期的に減少することが見込まれており、また、酒類卸売業者が組織再編を進めている状況において、全酒類

		<p>卸売業免許に係る需給調整要件の緩和を行うことについては、中小・零細卸売業者の経営に与える影響を含め、慎重に検討する必要がある。</p>
<p>改革事項に対する基本的考え方</p>		<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原料供給及び製造数量の観点からも、法制度に基づき規定された年間の平均販売見込数量基準は大きすぎるのではないかと声を聞く。 (例：果実酒における最低製造数量基準は 6 キロリットル) ・ 都道府県の地域資源に認定されている農産物等を原料とした果実酒等は、一層の販売増による地域振興や地域活性化への期待が大き見込まれることから、年平均販売見込数量基準の緩和による、卸売業免許の交付可能な事業者の枠を広げる意義は大きい。 <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外を問わず、全酒類卸売業免許の取得を求め事業者は少なくないが、需給調整要件のために当該免許を取得できない事業者が存在する。 ・ 需給調整要件の緩和により、酒類卸売市場に対する新規企業の参入を促すことで、当該市場の活性化が見込まれる。 ・ また、酒類小売業免許の取得に係る需給調整要件については既に大幅な緩和がなされており、全酒類卸売業免許に限って厳しい需給調整要件を課す合理性は乏しいものと考えられる。 ・ このため、全酒類卸売業免許の取得に係る需給調整要件の大幅な緩和を検討すべきである。

<p>改革案</p>	<p>①について</p> <ul style="list-style-type: none"> 酒税の保全上大きな問題を生じさせないことを前提として、地域資源（農産物等）を原料とした酒類の販売を行う事業者について、酒類やその営業方法等、一定の条件を満たす場合には卸売業免許取得に係る年間販売基準数量の見直しを行うことを検討すべきである。 <p>【平成 23 年度検討・結論】</p> <p>②について</p> <ul style="list-style-type: none"> 需給調整要件を大幅に緩和（免許枠上限の撤廃、大幅な緩和等）し、人的要件、場所的要件、経営基礎要件の具備が確認され、酒税の保全上、大きな問題がないと認められる場合には、免許の付与について弾力的運用を講じることが検討すべきである。 <p>また、申請手続きに関しても、免許枠算定に係る透明性の確保、標準処理期間の短縮、提出書類の簡素化など、全般的見直しを検討すべきである。【平成 23 年度検討・結論】</p>
------------	--

【農林・地域活性化WG ③】

<p>事項名</p>	<p>道路使用許可等の弾力的運用及び申請手続の簡素化</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道・車道空間を活用した地域の伝統行事や各種イベント等を開催する場合、道路使用・占有許可を取得する必要がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路交通法第 77 条第 1 項及び第 2 項
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道・車道空間を活用した地域の伝統行事やイベント等を開催する場合、道路使用許可等を取得する必要がある、特に物品販売を伴うものについては、許可の取得が進まないことが多い。各種イベントの開催において、道路使用許可等が取得しやすくなるよう、一層の弾力的な運用を図るとともに、申請手続についても簡素化を図るべきである。
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<p>（国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩道・車道空間を活用した地域の伝統行事や各種イベント等を開催する場合については、地域の活性化や都市における賑わい創出の観点を考慮し、道路占用許可として「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占用の取り扱い」（平成 17 年道路局長通達）において許可基準を定め、道路管理者として路上イベントの支援を図っている。 ・ また、路上イベントの実施に伴い、道路占用許可及び道路使用許可の両方が必要な場合には、申請者手続きの簡素化を図るため、道路占用許可申請書の提出は所轄警察署長を、道路使用許可申請書の提出は道路管理者を経由して、それぞれ行うことができるよう窓口の一本化を図っている。 <p>（警察庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活性化等を目的とするイベント等を道路上で行おうとする道路使用許可については、平成 16 年 3 月 18 日付けで「イベント等に伴う道

		<p>路使用許可の取扱いについて」(通達)を発出してイベント等に係る許可手続の円滑化のための措置等を示してこれを推進するとともに、平成17年3月17日付けで「道路使用許可申請手続の簡素合理化について」(通達)を発出して許可申請手続の一層の簡素合理化を図っているところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これに加えて、民間事業者等による経済活動を伴う場合については、平成17年3月17日付け「民間事業者等による経済活動に伴う道路使用許可の取扱いについて」(通達)を発出し、当該経済活動の目的、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に勘案して判断すべきことを示すことにより、地域の合意に基づいて、街の賑わいに資する多様な経済活動を行うことも可能となる措置を講じている。 ・ なお、こうした取組みを進めている現段階において更なる検討が必要とされるのであれば、道路で行われるイベント等は、その開催場所、開催時間、開催形態等により交通の妨害となる程度が千差万別であることから、具体的に、どのようなイベント等の開催について、どのような支障が生じており、それが道路使用許可手続の運用に起因するものであるかどうかについて、まず明らかにされる必要がある。
	<p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
	<p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・
<p>改革事項に対する 基本的考え方</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の声として、イベント等に伴う道路使用許可及び占用許可に係る警察庁及び国土交通省の通達により、一定の効果があつたとの認識がある一方、地域による対応のバラツキや担当者による対応の違いなど、更なる改善を求める声

	<p>は少なくない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で開催する各種イベントは、地域のにぎわいを創出するために非常に重要であることから、不断の見直しは必要である。
<p>改革案</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種イベントを開催する場合、道路使用及び占有許可が取得しやすくなるよう、既に発出済みの道路使用許可及び占有許可の取扱いに係る通達について、周知徹底を行うとともに、国と地方公共団体の申請様式の統一化、物品販売のための露店出店に係る手続きの一元化、合意形成過程における協議プロセスの合理化など、申請手続きの簡素化及び一層の弾力的運用を図ることについて、検討すべきである。 <p>【平成 23 年度検討・結論】</p>

【農林・地域活性化WG ①】

<p>事項名</p>	<p>アーケードに添架する装飾等の運用の緩和</p>
<p>規制・制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アーケード街でのイベント開催において、アーケードに装飾等の添架をする際は占有許可を取得する必要がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法第 32 条、建築基準法第 44 条、建築基準法施行令第 145 条
<p>改革の方向性（当初案）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アーケード街でのイベント開催において、アーケードに装飾等の添架をする際は占有許可を取得する必要があるが、建築基準法違反の疑いがあるとして、許可の取得が進まないことが多い。各種イベントの装飾等をアーケード内に適切に展示できるよう、技術的助言（ガイドライン）の発出など検討すべきである。
<p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p>	<p>（国土交通省、総務省（消防庁））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アーケードは建築基準法第 44 条の許可を受けて建築されたものであることから、装飾等によって、安全性の低下がないようにすることが必要。その際、安全性を確認した上で、装飾等の添架を含めて許可を取得することが可能であり、許可の範囲内で装飾等の添架を行うことが可能。 ・ 地域の活性化や都市における賑わい創出のための路上イベントに伴う、道路占有については「地域の活性化等に資する路上イベントに伴う道路占有の取り扱い」（平成 17 年道路局長通達）において許可基準を定め、道路管理者として路上イベントの支援を図っている。 <p>（警察庁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「アーケードの取扱について」（昭和 30 年 2 月 1 日付け国消発第 72 号・建設省発住第 5 号・発備第 2 号）については、アーケードの設置等に関する警察の対応も含まれる通達であったため現在の消防庁・国土交通省・警察庁の連名となっているが、道路占有許可は道路法（国土

		<p>交通省所管) に基づく道路管理者の権限であり、建築基準法は国土交通省が所管している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件は、建築基準法に関しガイドラインの発出等を検討するものであり、いずれにしても警察庁が対応するものではない。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「上記規制改革の方向性への考え方」のとおり、現行制度で対応可能。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「上記規制改革の方向性への考え方」のとおり、現行制度で対応可能。
改革事項に対する 基本的考え方		<ul style="list-style-type: none"> ・ 本来アーケードは飾り付け等をするものではなく、構造上、附設物の設置は想定していないとの考え方が前提にあるため、地方公共団体は、原則、既存の添架物以外は認めない方向にある。 ・ 例えば、期間限定でのアーケード天井のバトンをつなぐイルミネーション（天の川）の設置などは、アーケードの構造変更に相当すると整理され、安全上の観点から、アーケード連絡協議会にかけなければならないとの理由で、許可取得が進まない。 ・ また、臨時的に九州新幹線開通へ向けて歓迎用の垂れ幕を設置しようとしたところ、新たな添架物の設置は構造上、また景観上問題があるとして、回答留保のままとなっている。 ・ 地域で開催する各種イベントは、地域のにぎわいを創出するために非常に重要であることから、不断の見直しは必要である。
改革案		<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種イベントの装飾等をアーケードに適切に添架できるよう、添架期間や方法等に応じた許可の範囲について検討し、技術的助言（ガイドライン）を発出すべきである。 <p>【平成 23 年度検討・結論・措置】</p>